

剣淵町告示第66号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第1項の規定に基づき、剣淵町における農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想を、同条第5項の規定より北海道知事の同意を得たので、別冊のとおり定めた。

その別冊は、剣淵町役場農林課に備え置いて一般の閲覧に供する。

令和5年9月22日

剣淵町長 早坂純夫

